

京 都 大 学 本 部 事 務 決 裁 等 規 程 新 旧 対 照 表

| 改 正 前 | 改 正 後 | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---------------|-----|---|---------------|--|---------------|--------------|--|---|----|-----|---|-------|-------------|--|--------------|
| <p>(前 略)</p> <p>(専決)</p> <p>第4条 前条の規定にかかわらず、別表第3の事項欄に掲げる事項に係るものについては、それぞれ、同表の専決者欄に掲げる者は、専決することができる。この場合において、当該専決者は、必要に応じて当該専決する事項又はその要点を上司に説明又は報告し、その確認を得て行うものとする。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、事務本部の各部及び総長室の長は、前条第1項及び第2項に該当しない軽微なものについては、その定めるところにより課長又はその他の者に専決させることができる。</p> <p>(決裁における事前承認)</p> <p>第5条 総長の決裁又は承認を受けようとする事案についてはあらかじめ当該事案について所管の理事又は副学長の、理事又は副学長の決裁又は承認を受けようとする事案についてはあらかじめ当該事案について所管の部長の、部長の決裁又は承認を受けようとする事案についてはあらかじめ当該事案について所管の課長又は室長の承認を受けるものとする。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、総長室にあっては、総長の決裁又は承認を受けようとする事案についてはあらかじめ総長室長の承認を受けるものとする。</u></p> <p>(中 略)</p> <p>別表第1 (略)</p> <p>別表第2 (第3条第2項関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">事項</th> <th style="width: 50%;">決裁者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>京都大学本部事務分掌規程(平成18年8月30日総長裁定。以下「分掌規程」という。)第2条(第7号、第9号及び第10号を除く。)、第4条及び第5条(第2号、第3号及び第5号から第7号までを除く。)</td> <td>総務・労務・人事担当の理事</td> </tr> <tr> <td>分掌規程第3条(第1号及び第2号を除く。)、第17条、第18条、第20条(第3号及び第4号に限る。)</td> <td>教育・情報・評価担当の理事</td> </tr> <tr> <td>及び第21条に定める事項</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 事項 | 決裁者 | 京都大学本部事務分掌規程(平成18年8月30日総長裁定。以下「分掌規程」という。)第2条(第7号、第9号及び第10号を除く。)、第4条及び第5条(第2号、第3号及び第5号から第7号までを除く。) | 総務・労務・人事担当の理事 | 分掌規程第3条(第1号及び第2号を除く。)、第17条、第18条、第20条(第3号及び第4号に限る。) | 教育・情報・評価担当の理事 | 及び第21条に定める事項 | | <p>(専決)</p> <p>第4条 (同 左)</p> <p>2 前項に定めるもののほか、事務本部の各部の長は、前条第1項及び第2項に該当しない軽微なものについては、その定めるところにより次長及び課長又はその他の者に専決させることができる。</p> <p>(決裁における事前承認)</p> <p>第5条 総長の決裁又は承認を受けようとする事案についてはあらかじめ当該事案について所管の理事又は副学長の、理事又は副学長の決裁又は承認を受けようとする事案についてはあらかじめ当該事案について所管の部長の、部長の決裁又は承認を受けようとする事案についてはあらかじめ当該事案について所管の次長又は課長若しくは室長の承認を受けるものとする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">この規程は、平成27年5月26日から施行し、平成27年4月1日から適用する。</p> <p>別表第1 (同 左)</p> <p>別表第2 (第3条第2項関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">事項</th> <th style="width: 50%;">決裁者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>京都大学本部事務分掌規程(平成18年8月30日総長裁定。以下「分掌規程」という。)第2条(第6号、第8号及び第9号を除く。)、第4条、第5条(第2号、第3号及び第5号から第7号までを除く。)</td> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">(同 左)</td> </tr> <tr> <td>及び第6条に定める事項</td> </tr> <tr> <td>分掌規程第8条(第1号から第3号まで及び第10号を除く。)、第11条、第12条、第23条(第3号及び第4号に限る。)</td> </tr> <tr> <td>及び第25条に定める事項</td> </tr> </tbody> </table> | 事項 | 決裁者 | 京都大学本部事務分掌規程(平成18年8月30日総長裁定。以下「分掌規程」という。)第2条(第6号、第8号及び第9号を除く。)、第4条、第5条(第2号、第3号及び第5号から第7号までを除く。) | (同 左) | 及び第6条に定める事項 | 分掌規程第8条(第1号から第3号まで及び第10号を除く。)、第11条、第12条、第23条(第3号及び第4号に限る。) | 及び第25条に定める事項 |
| 事項 | 決裁者 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 京都大学本部事務分掌規程(平成18年8月30日総長裁定。以下「分掌規程」という。)第2条(第7号、第9号及び第10号を除く。)、第4条及び第5条(第2号、第3号及び第5号から第7号までを除く。) | 総務・労務・人事担当の理事 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 分掌規程第3条(第1号及び第2号を除く。)、第17条、第18条、第20条(第3号及び第4号に限る。) | 教育・情報・評価担当の理事 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 及び第21条に定める事項 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事項 | 決裁者 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 京都大学本部事務分掌規程(平成18年8月30日総長裁定。以下「分掌規程」という。)第2条(第6号、第8号及び第9号を除く。)、第4条、第5条(第2号、第3号及び第5号から第7号までを除く。) | (同 左) | | | | | | | | | | | | | | | |
| 及び第6条に定める事項 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 分掌規程第8条(第1号から第3号まで及び第10号を除く。)、第11条、第12条、第23条(第3号及び第4号に限る。) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 及び第25条に定める事項 | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 改 正 前 | | 改 正 後 | |
|--|--|---|------------------------------|
| 分掌規程第19条及び第20条第2号に定める事項 | 学生・図書館担当の理事又は厚生補導担当の副学長 | 分掌規程第21条、第22条及び第23条第2号に定める事項 | } (同左) |
| 分掌規程第3条第2号及び第22条に定める事項 | 研究・企画・病院担当の理事 | 分掌規程第8条第3号及び第10号並びに第26条に定める事項 | |
| 分掌規程第9条から第16条(第4号を除く。)までに定める事項 | 財務・施設・環境安全保健担当の理事 | 分掌規程第13条から第20条(第4号を除く。)までに定める事項 | |
| 分掌規程第23条に定める事項 | 産官学連携担当の理事 | 分掌規程第27条に定める事項 | |
| 分掌規程第7条第1号及び第4号並びに第8条に定める事項並びに男女共同参画に関する事項 | 男女共同参画・国際・広報担当の理事 | 分掌規程第7条第1号、第4号及び第5号並びに第9条に定める事項並びに男女共同参画に関する事項 | |
| 分掌規程第7条第2号及び第3号に定める事項 | 大学基金・同窓会担当の副学長 | (同左) | } (同左) |
| 分掌規程第2条(第7号、第9号及び第10号に限る。)、第5条(第2号及び第5号から第7号までに限る。)、第6条及び第16条第4号に定める事項 | 法務・コンプライアンス担当の副学長 | 分掌規程第2条(第6号、第8号及び第9号に限る。)、第3条、第5条(第2号及び第5号から第7号までに限る。)及び第20条第4号に定める事項 | |
| 分掌規程第3条第1号に定める事項 | 研究・企画・病院担当の理事又は大学改革担当の副学長 | 分掌規程第8条第1号に定める事項 | 教育・情報・評価担当の理事又は研究・企画・病院担当の理事 |
| 分掌規程第5条第3号に定める事項 | 総務・労務・人事担当の理事又は法務・コンプライアンス担当の副学長 | 分掌規程第8条第2号に定める事項 | (同左) |
| 分掌規程第20条第1号、第5号及び第6号に定める事項 | 教育・情報・評価担当の理事又は教育改革担当の副学長 | (同左) | } (同左) |
| 分掌規程第24条第1号から第6号まで及び第9号に定める事項 | 男女共同参画・国際・広報担当の理事又は研究・企画・病院担当の理事 | 分掌規程第23条第1号、第5号及び第6号に定める事項 | |
| 分掌規程第24条(第7号、第8号及び第10号から第12号までに限る。)に定める事項 | 男女共同参画・国際・広報担当の理事、学生・図書館担当の理事又は研究・企画・病院担当の理事 | 分掌規程第10条第1号から第6号まで及び第9号に定める事項 | |
| 分掌規程第25条に定める事項 | 男女共同参画・国際・広報担当の理事又は学生・図書館担当の理事 | 分掌規程第10条(第7号、第8号及び第10号から第12号までに限る。)に定める事項 | |
| | | 分掌規程第24条に定める事項 | |

| 改正前 | | | | | | 改正後 | | | | | |
|---|----------------------|--|----------------|----|---------------------|-----------------------|----------------------|--|----------------|----|----|
| 別表第3(第4条関係) | | | | | | 別表第3(第4条関係) | | | | | |
| 事項 | 専決者 | | | | | 事項 | 専決者 | | | | |
| | 掛長 又は 専門 職員 | 課長 補佐、 室長 補佐 又は 専門 員 | 課長 又は 室長 | 部長 | 理事 又は 副学 長 | | 掛長 又は 専門 職員 | 課長 補 佐、 室長 補佐 又は 専門 員 | 課長 又は 室長 | 次長 | 部長 |
| (略) | | | | | | (同左) | | | | | |
| 事務本部の職員の年次 休暇及び特別休暇(夏季 休暇に限る。)の承認並 びに週休日の振替え及 び代休日の指定 事務本部の職員の育児 部分休業、介護休業及び 介護部分休業の承認、不 承認の決定 事務本部の職員の総合 的な健康診査を受ける ため勤務しないことの 承認、不承認の決定 事務本部の職員の組合 交渉に参加するため勤 務しないことの承認、不 承認の決定 妊産婦である事務本部 の女性職員の保健指導 又は健康診査を受ける ため勤務しないこと並 びに妊娠中の事務本部 の女性職員が休息又は 補食するため及び通勤 に利用する交通機関の 混雑を避けるため勤務 しないとの承認、不承認 の決定 | | | | | | (同左) | | | | | |
| 1) 部長 | | | | | | 1) 部長 | | | | | |
| 2) 課長又は室長 | | | | | | 2) 次長 | | | | | — |
| 3) 課長補佐、室長 補佐又は専門員 | | | | | | 3) 課長又は室長 | | | | | |
| 4) 掛長又は専門職 員 | | | | | | 4) 課長補佐、室長 補佐又は専門員 | | | | | |
| 5) 1)から4)ま で以外の職員 | | | | | | 5) 掛長又は専門職 員 | | | | | |
| | | | | | | 6) 1)から5)ま で以外の職員 | | | | | |

| 改 正 前 | | | | | | 改 正 後 | | | | | |
|---|--|--|--|--|--|---|--|--|--|--|---|
| 事務本部の職員の病気 休暇及び特別休暇(夏季 休暇を除く。)の承認 | | | | | | 事務本部の職員の病気 休暇及び特別休暇(夏季 休暇を除く。)の承認 | | | | | |
| 1) 部長 | | | | | | 1) 部長 | | | | | |
| 2) 課長 | | | | | | 2) 次長 | | | | | — |
| 3) 1)及び2)以 外の職員 | | | | | | 3) 課長又は室長 | | | | | |
| (略) | | | | | | 4) 1)から3)ま で以外の職員 | | | | | |
| (略) | | | | | | (同 左) | | | | | |
| 注) 1 総長室長の年次休暇及び特別休暇(夏季休暇に限 る。)の承認並びに週休日の振替及び代休日の指定に 関する事項の専決者は、同室長とする。 2 総長室長の病気休暇及び特別休暇(夏季休暇を除 く。)の承認に関する事項の決裁者は、総長とする。 3 事項欄に掲げるもののうち、会計に係る部分につ いては、国立大学法人京都大学会計職務権限規程の 定めるところによる。 | | | | | | 注) 事項欄に掲げるもののうち、会計に係る部分につい ては、国立大学法人京都大学会計職務権限規程の定め るところによる。 | | | | | |